

審決取消訴訟の新たな審理方式と新たな判決様式について —東京高裁知的財産権部における試み

東京高等裁判所判事

塩月秀平

東京高等裁判所判事

設楽隆一



東京高等裁判所判事

岡本 岳

東京高等裁判所判事

清水 節



一 はじめに

東京高裁知的財産権部は、①特許庁の審判体がなした、特許権、実用新案権、意匠権、商標権に関する取消決定および拒絶審決の各取消訴訟（以下、「査定系事件」ともいう）、無効審判請求の審決取消訴訟（以下、「当事者系事件」ともいう）等の訴訟（以下、まとめて「審決取消訴訟」という）、ならびに、東京地方裁判所をはじめとする東京高裁管内の地方裁判所がなした、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権各侵害事件、不正競争防止法に基づく事件

等の知的財産権関係事件についての判決に対する控訴事件（以下、「知財控訴事件」という）を担当している。

東京高裁知財部は、平成一四年三月までは、三カ部（第六民事部、第一三民事部、第一八民事部）で、裁判官合計一二名との構成であったが、同年四月からは、第三民事部がこれに加わって四カ部となり、裁判官合計一六名との構成となった。

東京高裁知財部の平成五年から平成一四年までの審決取消訴訟および知財控訴事件の新受および既済事件数とその審理期間は、別表1、別表2のとおりである。別表

1および別表2から明らかかなように、審決取消訴訟の新受事件数は、平成五年の一九六件に対し、平成一四年には六三六件と三倍強に増加している。これを特許・実用新案権に関するものに限ってみても、別表3から明らかかなとおり、平成五年の一六四件に対し、平成一四年には四六七件と、三倍弱に増加しているところである。

特許・実用新案権の審決取消訴訟は、例外的に訴えの取下げにより終了することがあるものの、原則として、判決で終了する。しかし、特許・実用新案権の審決取消訴訟の判決は、最高裁ホームページで公表されているものから明らか

かなように、詳細で緻密なものであり、当該発明の技術分野に関する技術文献の理解を踏まえた上でなされる法的な判断であるため、一件の判決起案に相当な日数を要するものである。

そのため、東京高裁知財部では、審決取消訴訟の新受事件数の急激な増加に対応するために、平成一四年七月に、各部の経験豊富な陪席裁判官からなるプロジェクトチームを作り、審決取消訴訟の審理における新たな審理方式および新たな判決様式の試み、という二つの柱を中心とした改革を進めることとなった。

表2 知的財産権関係民事事件の新受・既済件数および平均審理期間（全国高裁控訴審）

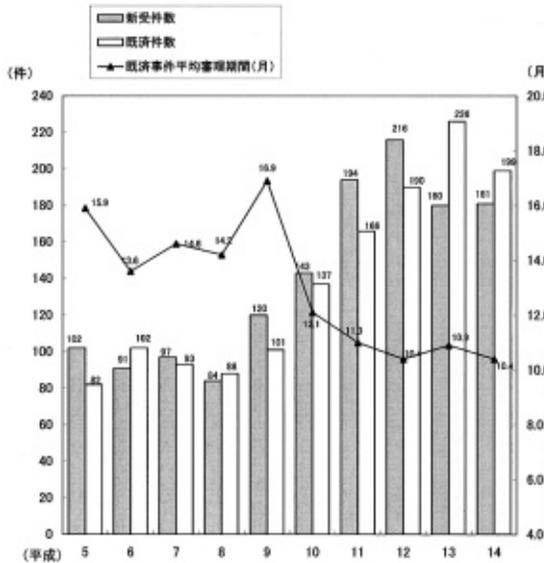


表1 審決取消訴訟の新受・既済件数および平均審理期間（第一審・東京高裁）

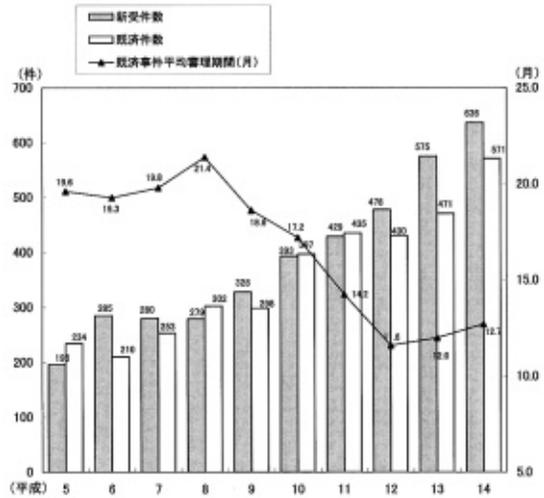
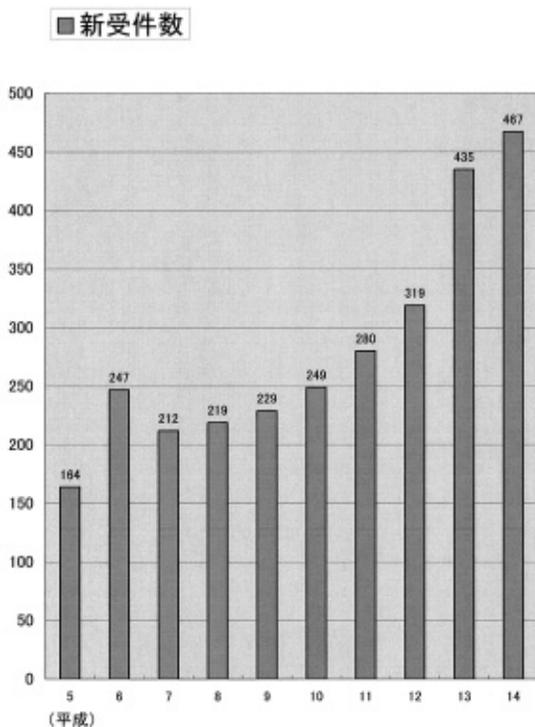


表3 審決取消訴訟（特許、実用新案）の新受件数（第一審・東京高裁）



二 集中審理方式について

1 新たな審理方式としての集中審理方式の概要

従来の審決取消訴訟の審理方式は、主任裁判官が最初から弁論準備期日を指定し、この期日を数回行い、その間に当事者から準備書面が提出され、主張を整理し、争点を明確にし、主任裁判官としての心証を形成していく、という方

法であった。今回導入を試みた集中審理方式は、この主張および争点整理ならびに心証の形成を一回の弁論準備期日において、集中的に行う、というものである。すなわち、この集中審理方式は、準備書面の提出期限を事前に当事者と打ち合わせた上で取り決め、準備書面と証拠がすべて提出されたところで、理想としては一開廷日に一つの集中審理事件を指定することにより、主任裁判官が事前に集中的に記録を検討し、相当程度に

事案を把握して弁論準備期日に臨み、同期日において、当事者から技術説明、争点説明を受けて核となる争点を把握し、同期日において基本的な心証を形成し、弁論準備手続を終結する、というものである。

2 集中審理方式の具体的な方式

(1) 現在行われている集中審理方式には、(a)弁論準備の第一回期日を審理計画打合せ日とし、同第二回期日を集中審理期日(技術説明等の期日)とする方式(六民・一三民・三民方式)と、(b)事前に電話等で審理計画を打ち合わせ、弁論準備の第一回期日を集中審理期日(技術説明等の期日)とする方式(一八民方式)とがある(なお、この集中審理方式の実施状況は、第一八民事部以外の部では、各主任裁判官により多少のばらつきがあり、すべての事件をこの集中審理方式で審理している裁判官もいれば、従来方式と集中審理方式とを併用している裁判官もいる状況である)。

六民・一三民・三民の集中審理方式は、第一回弁論準備期日には、従来どおり、原告から訴状と原告の主張する取消事由を記載した準備書面の提出を受けた上で、その後の準備書面・書証の提出日を取り決め、すべての準備書面・書証の提出が完了する予定日の一、二週間後に、集中審理期日を指定する、との方式である。査定系事件では、通常は、被告が原告の取消事由の主張に対する反論の準備書面を提出する期限、原告が再反論の準備書面を提出する期限を取り決め、その期限後の日を集中審理期日に指定することが多い。当事者系事件では、被告がさらに再反論の準備書面を提出する期限までも取り決めることから、集中審理期日を決めることが多い。なお、数は少ないものの、技術内容の理解がきわめて困難な事件では、例外的に、原告から技術説明書を提出させ、その後、被告と原告から上記の各準備書面の提出を受けることもある。

この方式では、①原告が提出した取消事由を記載した準備書面が、取消事由が明確ではないなどの理由で、不十分なものであった場合は、その補充書面あるいは再提出書面の提出日を指定した上で、その後の準備書面提出日を決める、あるいは、②訂正審判の申立てが主たる理由の取消訴訟(審決の確定を防止するための取消訴訟)である場合ははじめとする特殊な事情がある事案においては、それにあわせた審理計画を立てるなど、主任裁判官が、第一回期日において、当事者の意見を聴きながら、事件の内容にあわせて審理計画を決めることができる。

主任裁判官は、第一回期日の前に、調査官から事案に関する技術の概略の説明を受けることにより、第一回期日における審理計画の決定、および、その後の集中審理期日前における事前の記録の検討が効率よくできることになる。また、集中審理期日の直前の調査官との打合せは、主任裁判官が記録の検討を終えているため、当該事件の争点に関する結論とその理由付けについての検討・打合せが中心となる。

一八民方式は、六民・一三民・三民方式において行われている審理計画打合せのための第一回期日を実施せずに、これと同趣旨の審理計画の打合せ(準備書面提出期限等の打合せ)を、主任裁判官の指示を受けた書記官が、電話等により、双方の代理人と打ち合わせることによって行うものである。したがって、準備書面および書証がすべて提出された後に第一回期日が開かれ、その期日において、技術説明・争点説明がなされ、集中審理により主任裁判官の最終的な心証が形成されることになる。

この一八民方式においても、訂正審判の申立てが主たる理由の取消訴訟(審決の確定を防止するため取消訴訟)である場合には、電話等による打合せにより、それにあわせた審理計画を立てることが可能となる。電話等の打合せは原則として書記官を介して行われており、書記官のコートマネージャーとしての資質が強く要求される。特許手続法についての専門知識を駆使しながら、裁判官、調査官との連絡を密にして行う必要の

ある作業である。

一八民方式と六民・一三民・三民方式とは、審理計画画合せ期日（第一回期日）を開催するか、これを電話等による連絡により代替するか、との点を除けば、準備書面、書証等の提出日を決め、一回の集中審理期日で審理を行う、その際に、当事者に技術説明・争点説明を求める、という点で、実質的に同じ審理方法である、ということができる。

なお、第三民事部では、上記の審理方式に加え、比較的単純な技術内容の事件について、当初から口頭弁論により、技術内容、争点の内容を確認するとの審理方式も採用している。

(2) 集中審理期日においては、すべての準備書面・書証の提出が完了しており、当事者双方が、持ち時間各一五分ないし二〇分程度の時間で、本件発明の内容、引用発明の内容についての技術説明と、審決の判断に対する取消事由（争点）に関するそれぞれの主張の要点を説明することが多い（なお、集中審理期日は、平成一五年

一月頃から実施されているが、技術説明を伴う期日となったのは、同年一月末ないし二月の集中審理期日からである）。

主任裁判官は、この集中審理期日の前に、記録を検討し、すべての準備書面と主要な証拠を読み、その後、事前に調査官とも事案の争点と結論について十分な検討をし、一定の心証を形成した上で、この期日に臨むことになる。

当事者の技術説明、争点の説明は、裁判官が記録を検討して理解している内容およびその時点で形成されている中間的心証が正しいものかどうかを検証するための手続として位置付けることも可能である。すなわち、主任裁判官は、集中審理期日において、当事者の技術説明と争点についての主張の要約を聴きながら、技術内容を正確に理解しているかどうかを確認し、事件の争点およびこれについての双方の主張内容を確認し、適宜、発問をしたり、技術内容の確認をしたりして、その事件についての主任裁判官としての心証を最終的に形成することができる。

技術説明・争点説明の時間は、短い時間であるため、当事者は、事前に、要領よく技術説明をし、争点についての重要な主張をわかりやすく説明する準備をする必要がある。その際に、当事者も、事案の争点について、重要な主張と重要ではない主張とをより明確に認識し、重要な主張のみをわかりやすく口頭で説明することになるため、争点の整理あるいは重要な主張と重要ではない主張との区別が自然な形で行われることになる。

裁判官からは重要な主張がどこにあるかの確認を求めることによつて、判決において綿密に判断すべき事項の共通認識が、裁判官、当事者の間で形成される。審決取消事由が複数にわたつていても、同じ事項について視点を變えて主張されることも多いので、この共通認識の確認は重要である。

この集中審理期日では、主任裁判官が、適宜、確認のための質問をしたり、重要なポイントについて再確認をするなどして、当事者と対話することにより、当事者は、裁判官が事案の内容を十分に

理解し、その上で当該事案について一定の心証を形成し、判断することができると実感し理解することができはらずである。また、調査官も、裁判官の指揮のもとに、補充的な発問等をする機会が通常認められており、当事者が主張する技術内容あるいは主張の内容のあいまいな部分について確認をすることができる。

3 集中審理方式の実情

この集中審理方式が始まったのは、平成一四年後半からであるが、集中審理期日が実施されたのは、平成一五年一月ないし二月ころからである。現在、次第に各部の裁判官の間で広まりつつある。

これまでの集中審理方式を振り返ってみると、次のとおりである。

(1) 準備書面は、原則として約束された期限どおりに提出されており、問題はない。技術説明および争点についての主張の要約は、例外的に、一方の当事者が十分な説明ができなかったケースもあつたものの、あらかじめ提出される

コンパクトでビジュアルな技術説明書に沿って、おおむね、決められた時間の中で、わかりやすい技術説明と取消事由に関する重要な主張について簡潔でわかりやすい要約がなされている。

(2) ほとんどの事件は、集中審理期日において、予定どおり弁論準備手続が終結されている。例外的に終結をすることができなかった事件は、集中審理期日において、技術説明、争点説明がなされ、取消事由と争点に関する主張が明確になった後に、裁判官が判決をする上でさらに議論されるべき論点が見過ごされていると判断し、当事者も見過ごしている論点があることを明瞭に理解して、その論点に絞って、さらに一回期日が続行されたというものである。

(3) 集中審理方式によって、いずれの事件でも、主任裁判官による技術内容の理解、争点の把握とそれに続く心証の形成がより明確に行われるようになっていた。その結果、事件数が急増する中でも、一層の適正迅速な裁判の実現に向けて、一定の成果をあげつつ

ある。その理由の詳細は、次項において述べるのとおりである。

4 集中審理方式の長所

集中審理方式の長所を要約すれば、次のとおりである。

(1) 主任裁判官は、集中審理方式をとることにより、一期日に集中審理事件を一件だけ指定することと可能となる（集中審理方式をとると、期日の回数が減り、現在の手持ち事件でも、一期日に集中審理事件を一件だけ指定することが可能となる。ただし、六民・一三民・三民方式における進行打合せ期日は、集中審理期日と同期日に指定されることが多いが、進行打合せなので、裁判官の負担は軽い）。これにより、主任裁判官は、事前に集中的に当該事件の記録を検討することができ、心証を的確に形成することができる。

従前は、同じ日に、数件の弁論準備事件が指定されていたため、裁判官が、期日のたびに、従前に提出されていた準備書面と書証とを読み返して当該事件の内容についての記憶を呼び戻し、新たに提

出された準備書面を読む、との作業が必要であった。そのため、裁判官の事前準備すなわち記録読みの負担がきわめて大きく、新受事件が急激に増加している状況下において、弁論準備を終結する事件について、記録を読み直す時間にも制約が生じることがないわけではなかった。

集中審理方式をとることにより、裁判官が一件の事件について事前準備を集中的にかつ効率的にできるようにした。

(2) 当事者が集中審理期日においてそれぞれ一五分ないし二〇分程度の短時間で、技術説明および取消事由の説明をするので、主任裁判官は、技術内容の確認、重要な争点とこれについての当事者の主張の確認をすることができ、これにより、明確かつ的確にその心証を形成することができる。

(3) 技術説明と争点説明により、重要な争点と重要ではない争点とが明確になるため、重要ではない主張、あるいは、不要な主張を撤回することがより容易となる。あるいは、当事者が主張を撤

回することができない場合でも、裁判官が、重要な争点と重要ではない争点を明確に認識した上で、重要な争点について重点を置いた判決を書くことがより容易になる。

(4) 審理が充実し、主任裁判官の心証が明確に形成されることにより、その後の判決起案がより効率的なものとなる。

(5) 当事者も、技術説明と争点説明の準備をすることにより、事案の内容と重要な争点を明確に認識することができる。

また、集中審理期日においては、訴訟代理人が当該事件を十分に理解した上で、わかりやすい技術説明と争点説明をすることができ、一方の当事者がわかりやすい技術説明と争点説明をし、他方の当事者がわかりにくい技術説明と争点説明とをすれば、そのことが裁判官の心証形成に影響を与えることは明らかであろう。法的にあまり意味のない主張をしている当事者は、わかりやすい争点説明をすることが困難であるため、長

期的にみれば、法的にあまり意味のない主張がなされることが減少することが期待される。

(6) 当事者は、集中審理期日において裁判官から技術内容と争点について直接質問等を受け、これに答えることにより、裁判官が当該事案の技術内容と争点を明確に理解した上で判断をすることを直接に理解し、感得することができ

る。裁判官が当該事案の争点を十分に理解した上で判断を示すということと当事者が直接に理解し、感得することができるということとは、すべての民事事件において、裁判官と当事者との間の信頼関係の形成における重要な要素である。

以上のとおり、集中審理方式は、合理的で効率的な審理方法であり、新受事件が急増している状況下においては、審理の効率化、心証形成の明確化、判決起案の効率化および当事者からみてわかりやすい裁判に役立つものである(このようにしてみると、審決取

消訴訟における集中審理方式の効用は、一般民事事件における集中証拠調べの効用として述べられてきたこととよく似ている、ということができよう)。

5 集中審理方式の実例紹介

これまでに集中審理方式により審理され、比較的早期に判決がなされた事案について紹介する。

(1) 六民・一三民・三民方式

実例紹介

(a) 平成一四年(行ケ)第四五四号 特許取消決定取消請求事件

① 事案の内容

原告は、発明の名称を「セラミックハニカム構造体およびその製造方法」とする特許の特許権者であり、特許庁が特許異議の申立てを受けて、この特許の一部を取り消したため、原告が取消決定の取消しを求めた。

本件発明は、自動車のマフラー等に使用するセラミックハニカム構造体の改良発明であり、その特許請求の範囲(請求項1)は、「互いに隣接する断面多角形の流路を形成する隔壁と、該隔壁の最

外周に設けられ該隔壁を一体に保持する周壁とからなるセラミックハニカム構造体であり、前記隔壁の平均厚さTが $0.5\text{mm} < T < 1.5\text{mm}$ であり、前記周壁の平均厚さが前記隔壁の平均厚さT(四)よりも大であり、前記隔壁の平均厚さTと前記隔壁の周壁との平均接触幅W(四)との関係が、 $0.7\text{mm} < W < 1.0\text{mm}$ (T/4)+0.1gの関係を満たすことを特徴とするセラミックハニカム構造体」である。

特許庁の審判体は、刊行物1に記載された説明と図10のセル写真の拡大図から引用発明を認定し、本件発明と引用発明とは同一であると判断して、特許を取り消すとの決定をした。原告は、決定が、刊行物1に記載された図10のセル写真の認定を誤ったと主張して、決定の取消しを求めた。

判決は、原告の主張を認め、決定が刊行物1の図10のセル写真の認定を誤ったとして、決定を取り消した(判決の詳細は、最高裁のHPの知的財産権判決速報を参照されたい。以下、同じ)。

② 手続の経緯

この事件は、平成一四年九月四日に提訴され、同年一〇月三十一日に第一回弁論準備期日が開かれ、原告の訴状と取消事由を記載した第一準備書面および被告の答弁書が陳述され、同期日において、被告の反論の準備書面の提出期限、原告の再反論の準備書面の提出期限が合意され、それらの準備書面の提出期限後の平成一五年一月一六日が第二回弁論準備期日(集中審理期日)と決められた。第二回期日において、予定どおり提出された準備書面が陳述されて、主任裁判官が心証を形成し、弁論準備期日を終結した(なお、前記のとおり、一月中旬頃は、技術説明および争点説明はなされていなかったため、この事件でも、特に技術説明等はなされなかった)。

審決取消訴訟においては、主任裁判官と調査官とが打合せをし、調査官の意見を聴いた上で、主任裁判官が事件について結論と結論に至る理由を決定し、その結論と理由をもとにして調査官が調査報告書を作成し、その後主任裁判官が判決起案をすることが多い。し

かし、この事件については、主任裁判官が調査報告書の提出を待たずに判決を起案した（なお、判決起案については、念のため調査官に依頼し、技術的な側面からみた誤りがないか、あるいは、誤解を受けやすい表現がないかどうかなどの確認を経ている）。その結果、平成一五年四月八日に口頭弁論期日が指定され、合議体における合議を経た上で、同月二日に判決が言い渡され、その後、同判決が確定した。

第一回期日から判決言渡しまでが六カ月弱であり、訴え提起日から判決言渡しまでが七・五カ月である。

(b) 平成一四年（行ケ）第三二四号 審決取消請求事件

① 事案の内容

原告は、発明の名称を「防災瓦」とする発明につき特許出願をし、拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判を請求したが、拒絶審決を受けたため、同審決の取消しを求めた。

本願発明は、強風に飛ばされず、大雨が降っても雨漏りがしに

くい防災瓦の改良発明であり、その特許請求の範囲（請求項1）は、「瓦本体の両側端部に葺合時重合される椽と差込部を形成した平板状の瓦であって、千鳥葺き合わせ時に、瓦本体に設けた係合凸部と係合差込部が係合する防災瓦において、瓦本体の尻側水返し上面の中央付近に、立上部と該立上部から椽側への水平部を連続した係合凸部を設けて、水返し上面と係合凸部の水平部下面の間に差込空間を設け、上記差込空間に差し込まれる係合差込部を、差込部の水返しの外側に設けたことを特徴とする防災瓦」である。

特許庁の審判体は、刊行物1に記載された引用発明から、当業者が容易に本願発明に想到し得ると判断して、原告の審判請求は、成り立たない、との審決をした。原告は、本願発明の防災瓦が製造困難なものであった、本願発明はその点を改良したものである、として、審決が容易想到性の判断自体を誤った、と主張した。

判決は、本願発明は、防災瓦の製造方法について特許請求したも

のではないから、引用発明と比較して本願発明に容易に想到し得るとした審決の判断に誤りはない、と判断した。

② 手続の経緯

この事件は、平成一四年六月二七日に提訴され、同年一〇月一日に第一回弁論準備期日が開かれ、原告の訴状と取消事由を記載した第一準備書面および被告の答弁書が陳述され、同期日において、被告の再反論の準備書面の提出期限、原告の再反論の準備書面の提出期限が合意され、それらの準備書面の提出期限後の平成一五年一月一六日が第二回弁論準備期日（集中審理期日）と決められた。第二回期日において、予定どおり提出された準備書面が陳述されて、裁判官も心証を形成し、弁論準備手続を終結した（なお、前記のとおり、一月中旬頃は、技術説明および争点説明はなされていなかったため、この事件でも、特に技術説明等はなされなかった）。

この事件についても、主任裁判官が調査報告書の提出を待たずに判決を起案した。その結果、平成

一五年四月二日に口頭弁論期日が指定され、合議体による合議を経た上で、同年五月八日に判決が言い渡され、その後、同判決が確定した。

第一回期日から判決言渡しまでが七カ月強であり、訴え提起日から判決言渡しまでが一〇カ月強である。

(c) 平成一四年（行ケ）第三七三号 審決取消請求事件

① 事案の内容

原告（イギリス法人）は、発明の名称を「粉末被覆組成物」とする発明につき特許出願をし、拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判を請求したが、拒絶審決を受けたため、同審決の取消しを求めた。

本願発明は、運搬時や塗装時に分離しにくい粉体塗料の改良発明であり、その特許請求の範囲（請求項1）は、「着色粉末被覆組成物において、該粉末粒子は個々の粒状成分を溶融又は結合し複合体粒子とした凝集物であって、該複合体粒子は該組成物の基体への適用に関する機械的及び／又は静電気力下で分離せず、且つ該個々の

粒状成分は、主たるフィルム形成成分と、フィルム形成成分及び非フィルム形成成分から選択された一種類以上の他の成分とかなり、然も、凝集物が金属又は光沢成分、及び流動化可能なフィルム形成成分を含む場合には、それは、更なる粒状成分として、少なくとも90体積%が50 μm より小さい非相容性フィルム形成成分、又は非フィルム形成性の性能成分、又はそのような成分の二種類以上を含み、また凝集物が二種類以上の異なった色の相容性フィルム形成成分及び任意に非着色相容性フィルム形成成分を含み、これらのフィルム形成成分の各々の粒径が、粉末被覆を基体に適用して加熱し、連続的な被覆を形成した時、得られる被覆が均一な色となる位充分小さい場合には、それは、更なる粒状成分として、非相容性フィルム形成成分、又は非フィルム形成成分、又は二種類以上のそのような成分をも含んでいる、上記組成物」である。

特許庁の審判体は、当事者が判

行物1に記載された引用発明から容易に本願発明に想到し得る、と判断して、原告の審判請求は、成り立たない、との審決をした。原告は、審決が、本願発明の構成の一部を除外してその認定を行ったこと、引用発明の内容を誤認したこと、引用発明との相違点の判断も誤ったこと等を主張して、審決の容易想到性の判断は誤りである、と主張した。

判決は、原告の主張をいざれも排斥して、引用発明と比較して本願発明に容易に想到し得るとした審決の判断に誤りはない、と判断した。

② 手続の経緯

この事件は、平成一四年七月二日に提訴され、同年一〇月一三日に第一回弁論準備期日が開かれ、原告の訴状と取消事由を記載した第一準備書面および被告の答弁書が陳述され、同期日において、被告の反論の準備書面の提出期限、原告の再反論の準備書面の提出期限が合意され、それらの準備書面の提出期限後の平成一五年三月一三日が第二回弁論準備期日

(集中審理期日)と決められた。第二回期日において、予定どおり提出された準備書面が陳述され、当事者から技術説明と争点説明がなされ、主任裁判官は、技術説明を聞きながら、自己の心証を整理し、確認した上で、弁論準備手続を終結した。

この事件については、主任裁判官と調査官とが打ち合わせた結果に基づき、弁論準備終結から約二週間後の平成一五年三月二六日に調査報告書が提出され、その後主任裁判官が判決を起案した。その結果、平成一五年四月二四日に口頭弁論期日が指定され、合議体における合議を経た上で、同年五月八日に判決が言い渡され、その後、同判決が確定した。

この事件は、原告がイギリス法人であり、通常より準備書面の準備等に時間がかかったものの、第一回期日から判決言渡しまでが六・五カ月であり、訴え提起日から判決言渡しまでが九・五カ月である。

(d) 平成一四年(行ケ)第六五
三号 審決取消請求事件

① 事案の内容

原告は、発明の名称を「騒音の発生しない側溝」とする特許発明の特許権者であり、その明細書について訂正審判を請求し、その審理の過程で訂正審判の内容を補正する手続補正書を提出したものの、特許庁の審判体は、訂正の前半部分は、これにより、本件明細書の特許請求の範囲と発明の詳細な説明とが矛盾したものになるので認められない、訂正の後半部分については手続補正は、これにより、訂正審判請求の要旨を変更することになるので認められない、手続補正前の訂正の後半部分は、その記載が不明瞭であるから認められない、との判断を示した。

本件発明は、道路の側溝の蓋と側溝との接面部を幾何学的に相似な曲面に成形したことにより、側溝の上を自動車等が走行したときの騒音等を減少させるとの側溝についての改良発明であり、その特許請求の範囲(訂正前のもの)は、「接面部a5が全面にわたって曲面に成形加工された側溝蓋1と、前記側溝蓋1の接面部a5に

対応する接面部 b 6 が全面にわたって前記側溝蓋 1 の接面部 a 5 の曲面に対して幾何学的に相似な曲面に成形加工された側溝 2 とからなり、前記側溝蓋 1 と側溝 2 との密着性を高め、前記側溝蓋 1 にかかる垂直荷重が前記側溝蓋 1 及び側溝 2 の接面部 a 5、b 6 を介して分散されて側溝 2 に伝達されることを特徴とする騒音の発生しない側溝」であつた。原告は、これを「接面部 a 5 が全面にわたつて曲面に成形加工された側溝蓋 1 と、前記側溝蓋 1 の接面部 a 5 に対応する接面部 b 6 が全面にわたつて前記側溝蓋 1 の接面部 a 5 の曲面に対して幾何学的に相似で且つ合同を除く曲面に成形加工された側溝 2 とからなり、前記側溝蓋 1 と側溝 2 との密着性を高め、前記側溝蓋 1 にかかる垂直荷重が側溝蓋 1 との底面接触することなく前記側溝蓋 1 及び側溝 2 の接面部 a 5、b 6 を介して分散されて側溝 2 に伝達されることを特徴とする騒音の発生しない側溝」(傍線部が訂正された箇所である)とする訂正を求めたものである。

原告は、審決の訂正の前半部分および後半部分を認めなかった判断ならびに手続補正を要旨変更とした判断はいずれも誤りである、と主張した。

判決は、訂正の前半部分については、審決が、訂正後の発明の要旨認定を誤つたと判断し、訂正の後半部分についても、訂正後の発明はその内容を一義的に理解することができ、したがつて、その手続補正もその要旨を変更するものではない、と判断して、審決の判断をいずれも誤りであるとして、審決を取り消した。

② 手続の経緯

この事件は、平成一四年一二月二八日に提訴され、平成一五年二月二五日に第一回弁論準備期日が開かれ、原告の訴状と取消事由を記載した第一準備書面および被告の答弁書が陳述され、同期日において、被告の反論の準備書面の提出期限、原告の再反論の準備書面の提出期限が合意され、それらの準備書面の提出期限後の平成一五年四月一〇日が第二回弁論準備期日(集中審理期日)と決められ

た。第二回期日において、予定どおり提出された準備書面が陳述され、当事者から技術説明と争点説明がなされ、主任裁判官は、技術説明を聞きながら、自己の心証を整理し、確認した上で、弁論準備手続を終結した。

この事件についても、主任裁判官が調査報告書の提出を待たずに判決を起案した。その結果、平成一五年七月一日に口頭弁論期日が指定され、合議体による合議を経た上で、同年七月一五日に判決が言い渡された(上告および上告受理申立て)。

この事件は、第一回期日から判決言渡しまでが四・五カ月であり、訴え提起日から判決言渡しまでが六・五カ月である。

(2) 一八民方式の実例紹介

(a) 平成一四年(行ケ)第五六五号 審決取消請求事件

本件特許はレンズの発明に関する。特許請求の範囲は「物体側より順に、正屈折力の第 1 群、負屈折力の第 2 群、及び正屈折力の第 3 群を有し、この第 3 群が前群及び後群の 2 群に分けられる」とも

に、短焦点距離端から長焦点距離端へのズームリングに際して、第 1 群及び第 3 群前群及び後群を各々像面側から物体側へ移動し、前記第 1・第 2 群間、第 2・第 3 群間及び前記第 3 群の前群・後群間の空気間隔を変化させることによりズームリングを行い、かつ、前記第 2 群が物体側から順に、像側により強い曲率を有する第 1 負レンズ、第 2 負レンズ、第 3 正レンズ及び第 4 負レンズから構成されるときともに、前記第 3 群後群中のいずれかのレンズに非球面を有し、以下の条件を満足することを特徴とする超コンパクトな広角域を含む高変倍率ズームレンズ系(以下の数式は省略する)。」である。昭和六一年九月九日に特許出願、平成九年七月二五日に設定登録。

平成一二年九月、本件特許につき無効審判の請求が提起された。平成一三年に特許を無効とする審決(第一次審決)が出された。特許権者から提起された審決取消訴訟係属中に、訂正審判請求があつて認められ、第一次審決を取り消す旨の判決が言い渡され確定し

た。再開された無効審判請求事件において、平成一四年九月、無効審判の請求は成り立たない、とする審決（第二次審決）があった。本訴は、無効審判請求人が特許権者を被告として第二次審決の取消しを求めた訴訟である。

本訴提起は平成一四年一月五日。裁判所書記官と、原告・被告訴訟代理人との間の進行打合せに基づき、原告からの審決取消事由を記載する準備書面の提出を平成一五年一月一七日まで、これに対する被告の反論の準備書面の提出を同年二月二十八日まで、これに対する原告の再反論の準備書面の提出を同年三月二十八日までと予定した上、弁論準備手続期日が四月二十五日に指定された。

提出期限が設定された原告・被告双方訴訟代理人からの準備書面およびそれを裏付けるべき書証の提出は期限内に行われた。一般に準備書面および書証については、副本が相手方へ送付されるとともに、慣例に従って裁判所には必要枚数のコピーの提出がある。コピーは弁論準備手続担当裁判官と担

当調査官に配布され、その時点で必要限度での目が入ることになるが、この案件では、特許公報の提出が漏れていること等の不備もなく、弁論準備手続期日が滞りなく開催される運びとなった。一八民における新方式の弁論準備手続期日に行われる技術説明のためのペーパーも、原告・被告双方の訴訟代理人からあらかじめ提出があった。

弁論準備手続期日は主任裁判官が主宰して、調査官立会の下に開催された。原告代理人から、取消事由の概要と必要限度においての技術説明（基礎的な技術事項の説明と本件発明の概要と公知技術の概要、および構成の対比）があり、被告代理人からは、取消事由が成り立たないことの裏付けとなる技術事項の説明があった。所要時間はおよそ三〇分であった。この弁論準備手続期日において弁論準備手続が終結となり、調査報告書作成、判決案の作成段階に入った。約三週間後に調査官から主任裁判官に対して調査報告書の提出があり、主任裁判官は判決案

作成にとりかかった。口頭弁論期日が七月一日に指定され、この期日に向けて、主任裁判官が作成する判決案をたたき台とする判決内容の確定に向けて、裁判長をはじめとする裁判官三名の合議が行われた後、口頭弁論期日が開催されて、二週間後の七月一日に判決言渡しが行われた。訴え提起から八カ月余で判決に至っている。

(b) 査定系事件においては被告が特許庁長官であり、その指定代理人である特許庁審判官が、一八民の集中審理方式に慣れてきていることから、当事者系事件よりも、集中審理方式がスムーズに行われている傾向にある。

(c) 一八民においては、書記官が窓口になって集中審理期日の設定およびそれまでの準備書面・書証の提出期限を設定している。争点を把握していない裁判所にとつて、これらの期限設定は当事者代理人の了解をとる必要もあつて、期限が先の方に設定される傾向を拭えない。この集中審理方式が定着していくと、大方の提出期限の落ち着きどころがわかってくるの

で、控訴理由の提出期限（民事訴訟規則一八二条）のように、部として、第一回目の準備書面の提出日を訴え提起からの一律な日数として制定することも検討すべきではないかと考えている。

三 判決の様式の合理化について

審決取消訴訟における裁判官の判決起案の負担は、通常民事事件に比べ、重い、ということができる。その理由としては、裁判官は、審決取消訴訟においては、法的な判断をする前提として、当該発明とこれに関連する公知技術の内容を理解しなければならぬこと、事案の争点が技術内容を前提としたものであるため、技術内容と表裏一体となった法的論争であることから、当事者の主張も詳細になることが多く、そのため、判決における当事者の主張の摘示も詳細になり、このような判決書作成に費やされる日数も無視し得なかつたこと、法的論争としては本来無理な議論であつても、技術を

絡めて議論されるため、無理な議論であるの一見して判断しにくい傾向があり、そのため本来は法的に無理な議論を取消理由として主張する当事者（訴訟代理人）も少なくなく、これについての主張整理も容易ではないこと、等があげられる。

そのため、プロジェクトチームは、審決取消訴訟における判決書の改善にも取り組んできた。審決取消訴訟の判決は、平成四年ころからすでに新様式の判決となっているものの、今回は、さらに新たな新様式判決を目指した。新たな新様式判決が目指す方向の概略は、次のとおりであり、このような様式の判決が平成一五年度からすでに言い渡されている。

① 当事者の主張を摘示する部分は、従前のものに比べ、理由中の判断からみて不要な部分は、大胆に短く簡潔にすることができ
 ② 判決の形式面を一部簡略にする。
 ③ 判決中の裁判所の判断の部分は、当該事件の争点について、

結論に至った理由、根拠を明確に述べるためのものであり、その結論と理由、認定根拠をていねいに説示する従前の判決のスタイルを基本的に変えるべき理由はない。ただし、争点の重要性により、判決理由の記載にも軽重をつけ、重要ではない争点についての記載は簡潔にすることができ。

従来の様式の判決が、高性能な重量級のものであったとすれば、新たな様式の判決は、高性能な中軽量級のものといったところであろう。

判決書作成の効率化およびわかりやすい判決のための方策として種々の検討がされたものの、最も重要なことは、ほかの一般民事事件と同様に、審理を充実させ、審理（弁論準備）を終結する段階で事件の争点についての心証を明確に形成することにある、ということも、プロジェクトチームが到達した結論の一つである。したがって、今後とも、集中審理方式をより充実したものとし、各事案について明瞭な心証がとれるような充実した審理をすることが最も重要

なことであると思われる。

四 おわりに

先にも述べたように、審決取消訴訟がここ一〇年間急増していることに加えて、平成一六年一月から施行される特許法の改正（特許異議制度の廃止と無効制度への一本化等）による審決取消訴訟の新生事件数の動向と、平成一六年四月から施行される見込みの民訴法の改正による、全国の特許権等に関する控訴事件の東京高裁判事部への集中（専属管轄）による控訴事件の新受事件数の大幅な増加についても目が離せない状況にある。このような中、知的財産権事件の迅速な処理の要請にこたえられるよう、審理手続・体制等のハードウェア面の整備・充実とあわせて、審理方法等のソフトウェア面における工夫の重要性はますます高まるであろう。

このような工夫の一つとして試みられた集中審理方式の導入と判決様式の改善については、順調に実施に移されており、的確で効率

的な心証形成という事件処理の質的向上に資するのみでなく、先に紹介したように提訴後半年ないし一〇カ月程度で判決に至る事例も出てくるなど成果をあげつつある。

プロジェクトチームの次の課題は、審決取消訴訟の判決作成期間の短縮であり、集中審理方式により弁論準備手続を終結した後に、できるだけ早期に判決を作成し、言渡しをすることである。そのためには、各裁判官の手持ち事件数を減少させることが必要であり、現在、集中審理方式と判決の様式の合理化により、既済件数を飛躍的に増加させ、手持ち事件数を減少させ、理想的な審理ができる状態を目指して努力しているところである。

（しおつき・しゅうへい／したら・りゅういち／しみず・みさを／おかもと・がく）